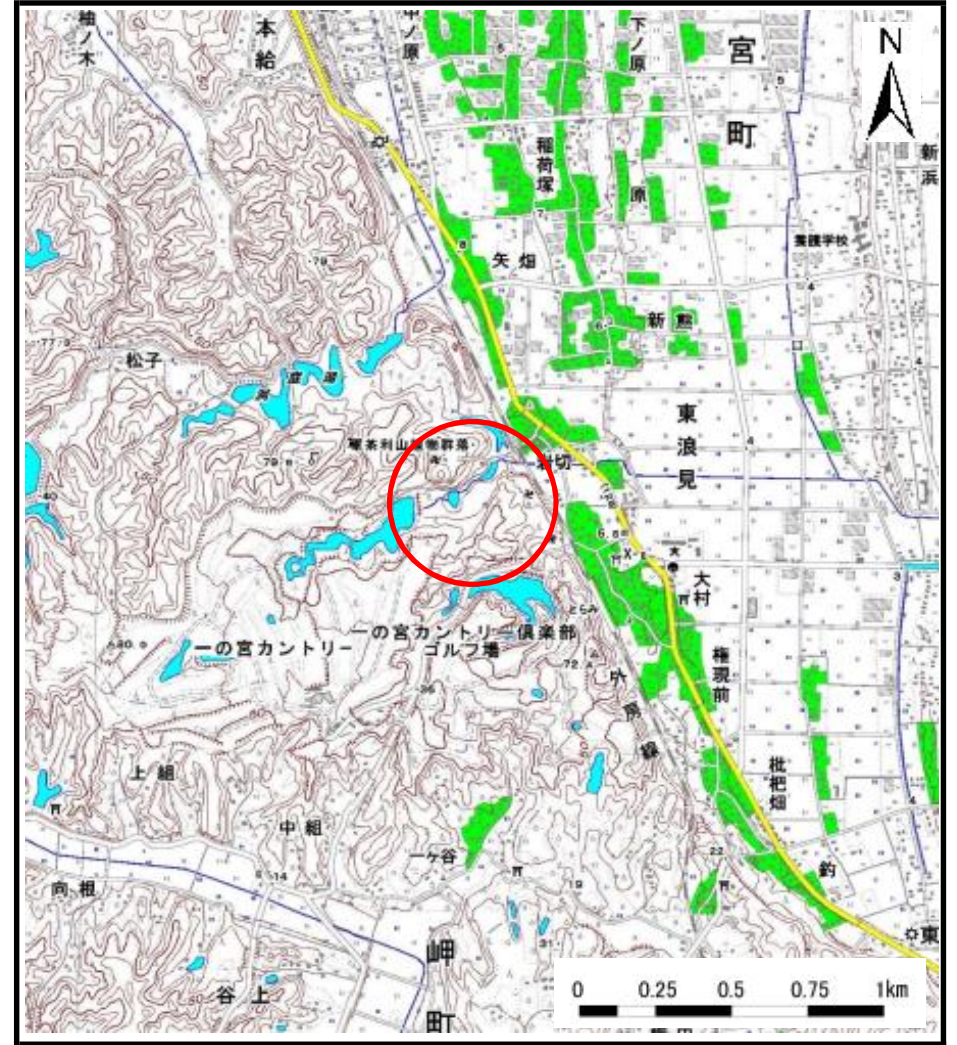


# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書（様式1）



(1/200,000)



(1/25,000)

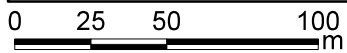
様式1(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	II-112K2046
箇所名	東浪見6
所在地	長生郡一宮町東浪見

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4Jhf 116。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



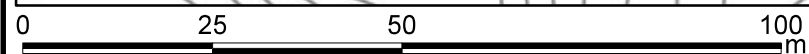
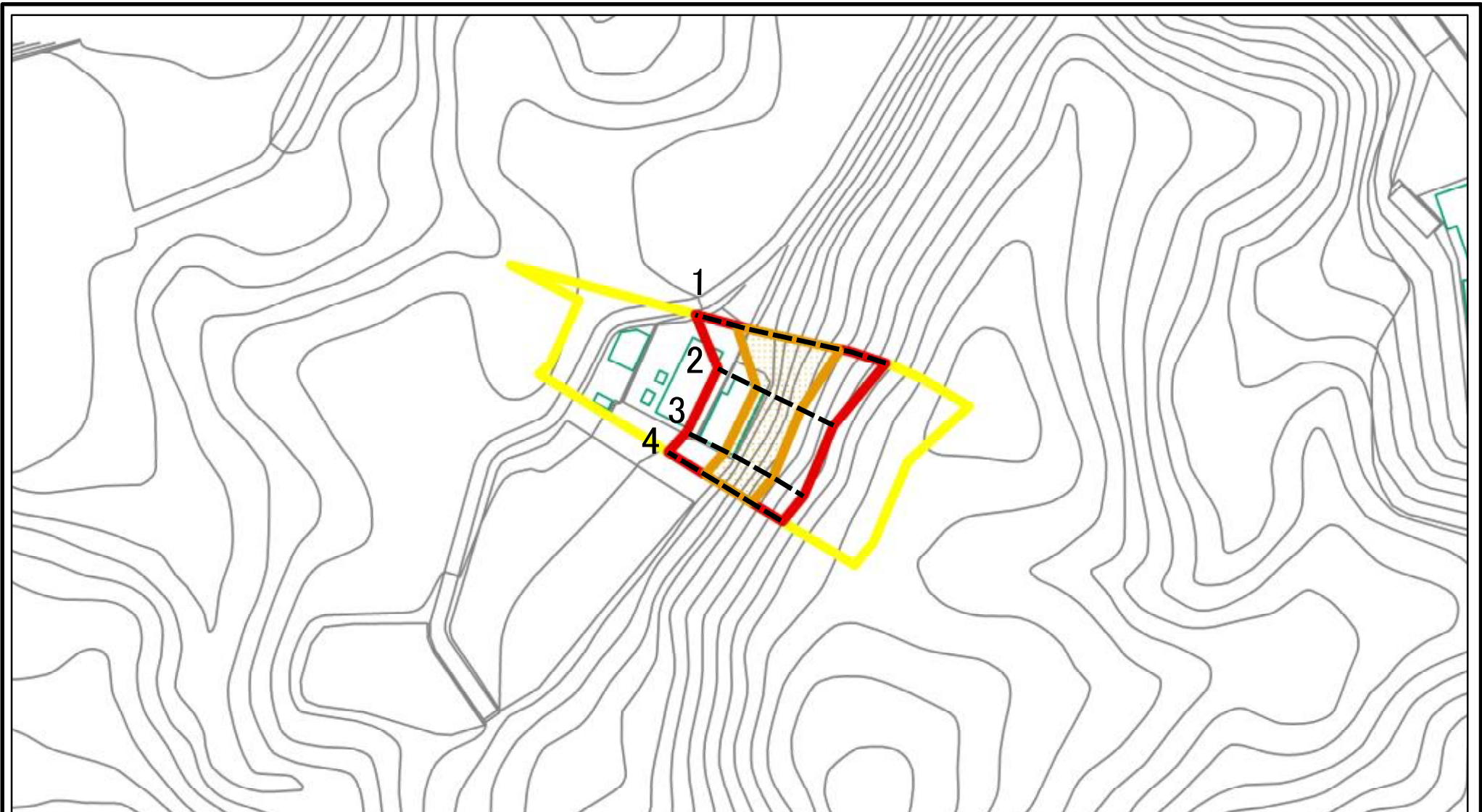
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-112K2046
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第351号 千葉県告示第352号	箇所名	東浪見6
	それ以外の区域			告示年月日	令和5年9月8日	所在地	長生郡一宮町東浪見

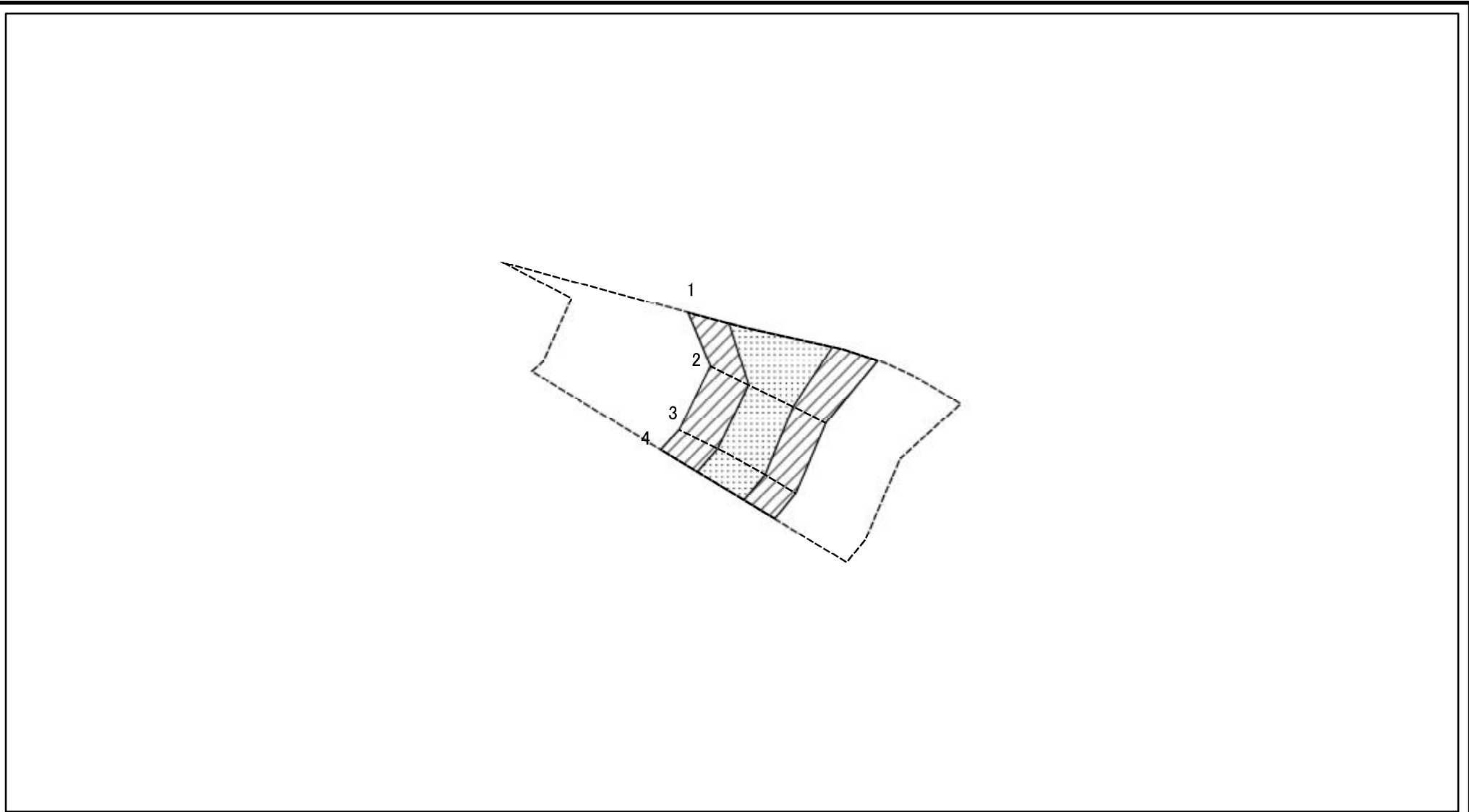
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)参考図



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(参考図)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-112K2046
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第351号 千葉県告示第352号	箇所名	東浪見6
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域			告示年月日	令和5年9月8日	所在地	長生郡一宮町東浪見
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域			それ以外の区域			

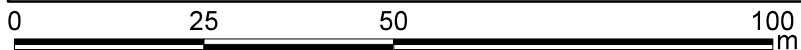
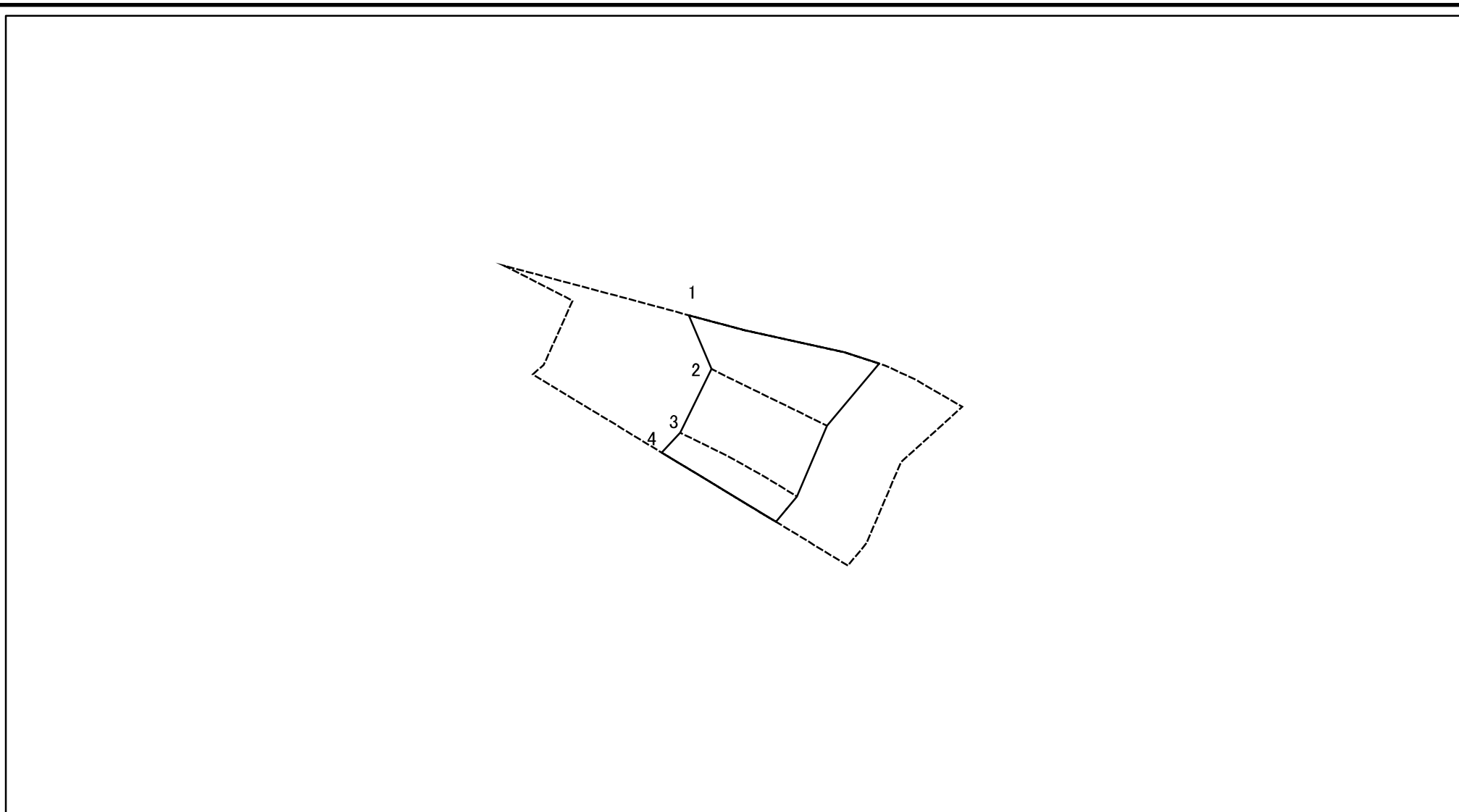
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-1(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:移動>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-112K2046
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第351号 千葉県告示第352号	箇所名	東浪見6
	それ以外の区域			告示年月日	令和5年9月8日	所在地	長生郡一宮町東浪見

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:堆積>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-112K2046
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	千葉県告示第351号 千葉県告示第352号	箇所名	東浪見6
		それ以外の区域		告示年月日	令和5年9月8日	所在地	長生郡一宮町東浪見	

## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	135.12	1.00	100.00	1.00	-	-	14.06	2.63	~								
2 ~ 3	130.70	1.00	100.00	1.00	-	-	14.06	2.63	~								
3 ~ 4	130.91	1.00	100.00	1.00	-	-	13.75	2.57	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

様式3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅱ-112K2046
	告示番号	千葉県告示第351号 千葉県告示第352号	箇所名	東浪見6
	告示年月日	令和5年9月8日	所在地	長生郡一宮町東浪見